

1 これまでの経緯

- 平成15年 食品安全基本法 制定
- 平成17年 高知県食の安全・安心推進条例 制定（議員提案政策条例）
※条例第7条にて計画の策定について定める
- 平成19年2月 第1次計画（H19～23）策定
- 令和4～8年 第4次計画（R4～R8）に基づき、取組を継続中

2 条例の基本的な考え方

- ①県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ②生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

3 第4次計画の達成状況

基本施策1
生産から消費に至る食の安全・安心の確保

【重点取組】

- ①環境保全型農業の推進
- ②HACCPに沿った衛生管理

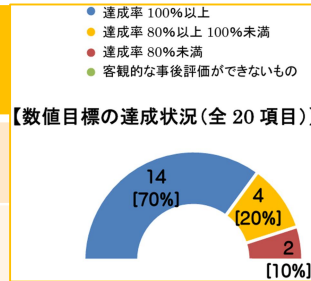
【目標達成度】

- ・全20項目中14項目達成

【特に達成度が低い項目】

- ・消費者を対象とした食品衛生に関する講習会回数
- ・高知県食品総合衛生管理認証施設数

【数値目標の達成状況（全20項目）】

基本施策2
食品に関する正確な情報の提供

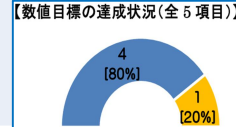
【重点取組】

- ③食品表示に関する普及啓発

【目標達成度】

- ・全5項目中4項目達成

【数値目標の達成状況（全5項目）】

基本施策3
食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

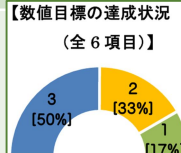
【重点取組】

- ④リスクコミュニケーションの推進

【目標達成度】

- ・全6項目中3項目達成

【数値目標の達成状況（全6項目）】



4 第5次計画（R9～R13）の概要

基本施策1
生産から消費に至る食の安全・安心の確保

【重点取組】

- ①環境保全型農業の推進
- ②HACCPに沿った衛生管理
- 新** ③食品安全対策に係るDXの推進

【施策の実施に向けた主な取組】

- ①病害版IPM技術を重点的に推進
- ②「HACCPに沿った衛生管理」の振り返り講習会の開催や、現地に赴き、衛生管理向上の指導を実施
- 新** ③タブレットの活用やオンライン化を推進
 - ・食品営業施設でタブレットを活用し、より効率的な監視・指導を実施
 - ・R7監視指導率88%→100%へ
 - ・講習会のオンライン化を推進することにより受講者の利便性向上
 - ・食中毒（疑い）調査において、電子媒体を活用し、迅速で的確な調査を実施
 - ・職員間で危機管理情報等の共有を円滑にし、業務の効率化の推進

新 飲用水の管理（PFOS、PFOA含む）

- ・水道事業者や設置者に対する指導の実施

基本施策2
食品に関する正確な情報の提供

【施策の実施に向けた主な取組】

- ・関係機関と連携し適正表示の推進
- ・食品表示に関する普及啓発
 - ・研修会・講習会の開催（事業者・消費者）
 - ・監視・指導を実施
- ・自主回収（リコール）制度の周知（事業者・消費者）

基本施策3
食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

【重点取組】

- ④リスクコミュニケーションの推進

【施策の実施に向けた主な取組】

- ・意見交換会の開催
- ・連携した危機管理体制による迅速な対応
- 新** 野生鳥獣肉の衛生管理
 - ・関係機関と連携し情報共有
 - ・豚熱発生区域内での野生鳥獣肉の安全供給体制の整備（施設・検査）

〈食の安全・安心を取り巻く状況と変化〉

1 食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生

- ・広域的な食中毒事件、重篤な健康被害の発生が続発
- ・ノロウイルスの食中毒増加
- ・不適切な食品表示事案の発生
- ・PFOS及びPFOAの高濃度検出（水道法改正R8.4～）

2 社会情勢の変化

- ・機能性表示食品制度の見直し
- ・食品流通形態の多様化
- ・高知県版HACCP（R6.3受付終了）